**最新・中国法ニューズレター**

――――第2号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 案件分析
 | ： | なぜ遅刻した時間と代休とを相殺することができないか？・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 国家税務総局の「税務事項で「税務局に出向いて1回のみ済む」改革の推進に関する通知」・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4  |

***案件分析***

**なぜ遅刻した時間と代休とを相殺することができないか？**

一、案件経緯

2017年初頭、労働保障監察機構（以下、労働部門という）は某加工企業（以下、A社という）の残業代未払いの匿名検挙を受けた。

労働部門は監督員をA社に派遣し、立ち入り検査を行い、その査察によって、A社は民営小規模企業、人事の専門担当者を置かない代わりに、嘱託の会計に兼任させる。従業員は常時勤務時間を取り、残業がほとんど無く、会計は手作業で記録を取り、社長はそれを抜き取りチェックする。勤務記録には毎週月から金までの定時出退勤の記録が無いが、休日出勤時間を詳記されており、土日出勤の従業員が代休を与えられる。A社の社内規則によれば、従業員が3回遅刻したら、代休1日を控除されると明らかにした。そして、監督員はA社の従業員に聞取り、A社の上記の3回遅刻と代休1日とを相殺する規定は職員代表大会または職員全員による討議の手順を踏まなかったと発見した。監督員はA社の委任者に次のように指摘した。従業員が遅刻した反則に対して会社は管理の自主権利を有するが、その根拠とする社内規則は法定手順を経て制定したうえ、その内容が労働保障法律、法規に合致しなければならない。

二、処理結果

監督員の教育を受けたA社は、関連の規則制度を完備し、遅刻で代休を控除された従業員に相応しい補足休暇及びその証明を与えた。

三、コメント

１、「労働契約法」第四条により、使用者は、労働報酬、勤務時間、休暇休憩、労働安全衛生、保険福祉、従業員のトレーニング、労働規律及び労働定額管理など労働者の切実な利害に直接にかかわる規則制度または重大な事項を制定、修正、決定する場合、従業員代表大会または従業員全員と討議し、方案及び意見を徴収し、組合または従業員代表と平等な協議のうえ、確定し、その規則制度及び重大な決定事項を従業員に公示、告知しなくてはならない。労働規律は従業員の切実な利益に関わる重大な規則制度に属し、民主的な手順を経ず制定されたとしても、従業員に拘束力を有しがたい。本案のように、規則制度の制定手順上の合法性は使用者が時々見落としやすいところである。

２、規則制度の内容も労働保障法律政策に合致しなくてはならない。「労働争議案件審理と法律適用若干問題に関する最高裁の解釈」第十九条により、使用者が民主的手順によって制定した規則制度は、国の法律、行政法規及び政策さえ違反せず、労働者に公示した場合、裁判所が労働争議案件を審議する根拠とすることができる。

1. 使用者は合法、且つ有効な規則制度をもって従業員を管理し、反則行為を処罰することができる。ここでの処罰とは行政処罰ではなく、使用者が反則者に対する懲戒を指すものである。使用者は、給与構成を細分化する方式で従業員を日常管理し、例えば、非固定給与、業績給与、皆勤賞などを設けることによって、従業員の勤務態度を規範し、遅刻、早退、無断欠勤者に皆勤賞を支給せず、厳重な反則情状によって業績給与を減らし、引いては労働契約を解除する。

***重要法規解説***

**「税務事項で「税務局に出向いて1回のみ済む」改革の推進に関する**

**国家税務総局の通知」について**

国家税務総局は、2018年2月27日付「税務事項で「税務局に出向いて1回のみ済む」改革の推進に関する通知」（以下、「通知」という）を公布し、同日に実施することを決めた。その概要を以下の通り取り纏めてみます。

1. 背景

長年にわたり、税務機関は納税者に対する手続の煩雑さ、審査許可期間の長さ、担当者の裁量の勝手さなどで納税者より不評を買われている。国家税務総局は、企業のビジネス環境を改善し、納税者の税務手続のコストを減らし、各税務出先機関の行政効率を引上げるために、内向きの改革を断行し、「通知」の公表と実施に踏み切った。

1. 納税手続簡素化の内容

１、税務処理の「リスト」範囲内の事項に関しては納税者は、資料が整えて、法定の受理条件に合致した場合、税務署の窓口に出向いて1回のみ済む。

２、上記の「リスト」には報告類、領収書類、申告類、届出類、証明類の５大類105項目を含まれる。其のうち、

（１）報告類にある1-13の項目には、自然人納税人情報採集、税金控除登記、預金口座番号報告、増値税一般納税人登記など

（２）領収書類にある14-29の項目には、領収書種類確定、領収書発行最高金額審査許可、税関関税納付証憑データ採集など

（３）申告類にある30-78の項目には、増値税一般納税人申告、非住民企業所得税四半期納税申告、生産・経営納税人個人所得税自己納税申告、不動産税申告、城鎮土地使用税申告、財務会計報告提出など

（４）届出類にある79-98項目には、増値税優遇届出、企業所得税届出、輸出税金（免）還付届出、非住民個人税収協定待遇享受の取扱など

（５）証明類にある99-105項目には、納税済み証明発行、「非住民企業の企業所得税一括証明など

３、国税、地税局は2018年3月前に社会に公告し、翌月1日から同時実施する。

４、税務機関はインタネットオンラインによる税務処理、納税者の税務事項処理を完了する。

1. 各地情報化構築の進捗度、納税者の手続慣習などの差異を考慮し、インターネットオンラインのほか、郵送配達、訪問による税務を取り扱う方法を推進する。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 国家税務総局の「税務事項で「税務局に出向いて1回のみ済む」改革の推進に関する通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/02/27 |
| 2 | 財政部、国家税務総局の「非営利組織免税資格認定管理関連問題に関する規定」 | 2018/01/01 |
| 3 | 最高裁の「「中華人民共和国行政訴訟法」の適用に関する解釈」 | 2018/02/08 |
| 4 | 税関総署の「保証金台帳「実転」管理事項から税関事務担保事項に変更する関係手続に関する公告」 | 2018/02/13 |
| 5 | 中共中央弁公庁、国務院弁公庁の「知的財産権審判領域改革創新の強化若干問題に関する意見」 | 2018/02/27 |
| 6 | 最高裁の「執行和解若干問題に関する規定」 | 2018/03/01 |
| 7 | 最高裁の「人民法院の仲裁裁定執行案件取扱若干問題に関する規定」 | 2018/03/01 |
| 8 | 最高裁の「執行担保若干問題に関する規定」 | 2018/03/01 |
| 9 | 国家インターネット情報弁公室の「マイクロブログ情報サービス規定」 | 2018/03/20 |
| 10 | 国家税務総局の「税収協定における「受益所有者」関連問題に関する公告」 | 2018/04/01 |
| 11 | 国家税務総局の「納税信用評価関連事項に関する公告」 | 2018/04/01 |
| 12 | 国家税務総局の「税収協定執行若干問題に関する公告」 | 2018/04/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）